

浦幌町地籍調査推進委員会

「字円山の一部その2」

日 時 令和4年7月4日
午前10時～
場 所 役場2階 中会議室

1. 地籍調査推進委員の委嘱
2. 町長あいさつ
3. 地籍調査推進委員長及び副委員長の互選
4. 委員長あいさつ
5. 議 題
 1. 過年度地籍調査実績報告について
 2. 令和4年度地籍調査事業の実施について

※参考資料

- ・令和4年度事業実施区域図
- ・(参考)地籍調査の工程について
- ・浦幌町地籍調査推進委員会条例

浦幌町地籍調査推進委員会委員名簿

(「字円山の一部」地区・「字円山の一部その2」地区)

職 名	氏 名	住 所
委員	高橋 昌行	—
委員	橋本 芳弘	—
委員	川畑 博幸	—
委員	馬場 浩一	—

○任 期 令和4年7月4日 から 令和7年3月31日（予定）まで
※本地区の地籍調査事業が終了するまでの任期となる。

1. 過年度地籍調査実績報告について

(1) 浦幌町地籍調査事業全体計画

- ① 調査計画面積 497.09Km² (全体面積729.85Km² - 道有林232.76Km²)
- ② 調査計画区域 32計画区域

(2) 令和3年度までの調査完了地区

- ① 調査完了面積 251.79Km²
- ② 調査計画区域 17計画区域
- ③地籍調査除外地 (事業実施の理解が得られず除外地とした)
 - 筆 数 22筆
 - 調査地区 字下浦幌東二線南(十勝太地区)
 - 〃 字下浦幌東五線南(十勝太地区)
 - 〃 字厚内 (直別地区)
 - 〃 字厚内 (厚内地区)
 - 面 積 163,686m² (登記面積)
- ④ 筆界未定地 (現地立会で所有者間の意見が異なり承諾が得られず)
 - 筆 数 13筆
 - 調査地区 字昆布刈石 (昆布刈石地区)
 - 〃 字厚内 (厚内地区)
 - 〃 字チブ 柵コツハ (オツハ 及びチブ 柵コツハ の各一部地区)
 - 〃 字帯富 (帯富の一部地区)
 - 面 積 6,869,694.01m² (登記面積)
- ⑤ 進 捗 率 50.65%

※調査完了済み地区一覧（令和4年7月4日現在）

事業年度		区 名	場 所	面 積	筆 数	地籍図枚数
着手	完了					
H 5	H 7	トイトツキ	へつちや・ウツイ トイトツキ・ヌハット	19.04 Km ²	740筆	1/2500-41面
H 6	H 8	愛 牛	大平・愛牛・養老	15.06 Km ²	917筆	1/2500-35面
H 7	H 9	朝 日	朝日・生剛・統太	16.07 Km ²	1,356筆	1/2500-37面
H 8	H10	十勝太	下浦幌・十勝太 ほか	15.45 Km ²	1,486筆	1/1000- 7面 1/2500-38面 1/5000- 4面
H 9	H11	吉 野	共栄・吉野 平和	11.46 Km ²	1,329筆	1/1000-11面 1/2500-29面
H10	H12	稲 穂	稲穂	20.21 Km ²	1,221筆	1/2500-41面
H11	H13	万年の一部	万年 (東2線以西)	12.92 Km ²	708筆	1/2500-31面
H12	H14	静 内	万年・静内・昆 布刈石の各一部	19.13 Km ²	343筆	1/2500-27面 1/5000- 8面
H13	H15	昆布刈石	昆布刈石・チフ°ネコツハ°の 各一部	26.80 Km ²	314筆	1/2500- 9面 1/5000-17面
H14	H16	直 別	直別	19.93 Km ²	1,283筆	1/2500-29面 1/5000-21面
H15	H18	厚 内	厚内	23.52 Km ²	1,128筆	1/1000-11面 1/2500-33面 1/5000-22面
H18	H20	上厚内	上厚内	7.11 Km ²	338筆	1/2500-26面
H20	H22	コツハ°の一部	コツハ°の一部	9.31 Km ²	179筆	1/5000-14面
H22	H24	コツハ°及びチフ°ネコツハ° の各一部	コツハ°及びチフ°ネコツハ°の各 一部	7.85 Km ²	238筆	1/ 500- 9面 1/2500- 9面 1/5000-10面
H24	H26	帯富の一部	常豊の一部 帯富の一部	9.14 Km ²	461筆	1/2500-28面
H26	H28	時和・帯富の一部	時和の一部 帯富の一部	9.51 Km ²	422筆	1/2500-32面
H28	H30	常豊の一部	常豊の一部	9.28 Km ²	469筆	1/2500-33面
合 計		17 区域	—	251.79 Km ²	12,932筆	612面

※調査完了後、登記申請中の地区

H30	R 3	福山及び炭山、 常豊の一部	福山・炭山 常豊の一部	9.17 Km ²	709筆	1/2500-50面
-----	-----	------------------	----------------	----------------------	------	------------

(3) 調査中の地区について

①調査中地区の概要

i) 字常室及び字常豊の一部

計画区名	字常室及び字常豊の一部							
調査面積	3.29Km ²							
区分	調査面積	測量精度	地籍図縮尺	筆数		土地の主な利用状況	傾斜度	視通
				調査前	調査後			
農地部分	2.19Km ²	乙1	1/2500	554	606	農地	平坦	農Ⅱ
山林部分	1.10Km ²	乙2	1/2500	68	139	山林	中傾	山Ⅰ

《作業状況》

①地籍図根三角測量 図根三角点：28点設置（コンクリート杭・プラスチック杭）

※「字福山及び字炭山、字常豊の一部」と合わせて設置

②調査図素図作成(E1工程) 一 覧 図：1枚（縮尺：1/10,000）
調 査 図：6枚（縮尺：1/2,500）
9枚（縮尺：1/1,000）

③復元計算(復1工程) 筆界点数：1,711点

④復元測量(復2工程) 復元点数：1,117点

⑤一筆地調査(E2工程) 調査前筆数：622筆

⑥細部図根測量(FⅠ工程) 設 置 数：315点

⑧一筆地測量(FⅡ-1工程) 調査後筆数：739筆(乙1:606筆/乙2:139筆)
総筆界点：1,484点

⑨地籍図原図の作成 (FⅡ-2工程)

・乙1・乙2地区 地籍図一覧図：1枚（縮尺：1/20,000）
地籍図原図：16枚（縮尺：1/2,500）

⑩地積測定(G工程) 調査前筆数－調査後筆数：－117筆
(新たな表示登記：148筆)
計画面積：3.29km²
調査後面積：3.19km² (△0.10km²)

2. 令和4年度地籍調査事業の実施について

① 新規調査地区の概要

計画区名	字円山の一部その2							
調査面積	1.33Km ²							
区分	調査面積	測量精度	地籍図縮尺	筆数		土地の主な利用状況	傾斜度	視通
				調査前	調査後			
農地部分	0.43Km ²	乙1	1/2500	110		農地	平坦	農Ⅱ
山林部分	0.90Km ²	乙2	1/2500	14		山林	中傾	山Ⅰ

② 土地所有者数

11名（※相続人、官庁等含む）

③ 根拠となる基本図

登記所備え付け登記簿及び登記簿付属地図に基づき調査を実施。

土地整理図：昭和25年調査、北海道による連絡測量図

登記簿付属地図：地積測量図

④ 調査期間

令和4年4月7日から令和7年3月31日（予定）まで

⑤ 調査組織（機関名）

実施者（浦幌町）：事業計画、事務手続き、地籍簿案作成、とりまとめ等

作業者（測量専門会社）：地籍測量工程、一筆地調査（現地立会）

⑥ 作業工程（3年度）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
字常豊の一部地区	C・E1・復1・FⅠ	復2・E2・FⅡ-1	FⅡ-2・G・H

⑦ 「令和4年度の作業工程」・・・1年目

○浦幌町地籍調査推進委員会

国土調査法に基づき、地籍調査事業の円滑なる実施を図るため、事業実施地区毎に地籍調査推進委員会を設置する。

(所管事項)

- ・地籍調査の趣旨の普及及び宣伝に関すること。
- ・一筆地調査の実施にあたり、境界の確定作業の協力に関すること。
- ・境界紛争等の解決を図るための協力に関すること。
- ・その他地籍調査事業の推進・協力に関すること。

(会 議)

- ・年度計画：令和4年7月4日(本会)
- ・実績報告：適宜・事業完了時

○事業説明会（直営）

地籍調査事業の目的、効果、実施工程について、事業実施区域内の土地所有者（相続人含む）に説明し、理解・協力を願う。

・土地所有者数	個人	7名（相続人含む）
	会社	1社
	官公庁	3団体
	合計	11名

- ・開催日（発送日） 令和4年6月6日

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、書面一式の送付により事業説明会に代えて実施した。

○地籍図根三角測量（C工程）・・・委託

三角点、電子基準点等を基礎として、後続の測量の基礎となる地籍図根三角点を設置する。

- ・業務期間：令和4年6月～10月頃

○調査図素図作成（E1工程）・・・委託

登記所に登記されている地図等の資料に基づき、E2工程（一筆地調査）の際に現地立会等で用いるための調査図（案）を作成する。

- ・業務期間：令和4年6月～10月頃

○細部図根測量（F I 工程）・・・委託

地籍図根三角点、地籍図根多角点等を基礎として、一筆地測量の与点としての細部図根点を設置する。

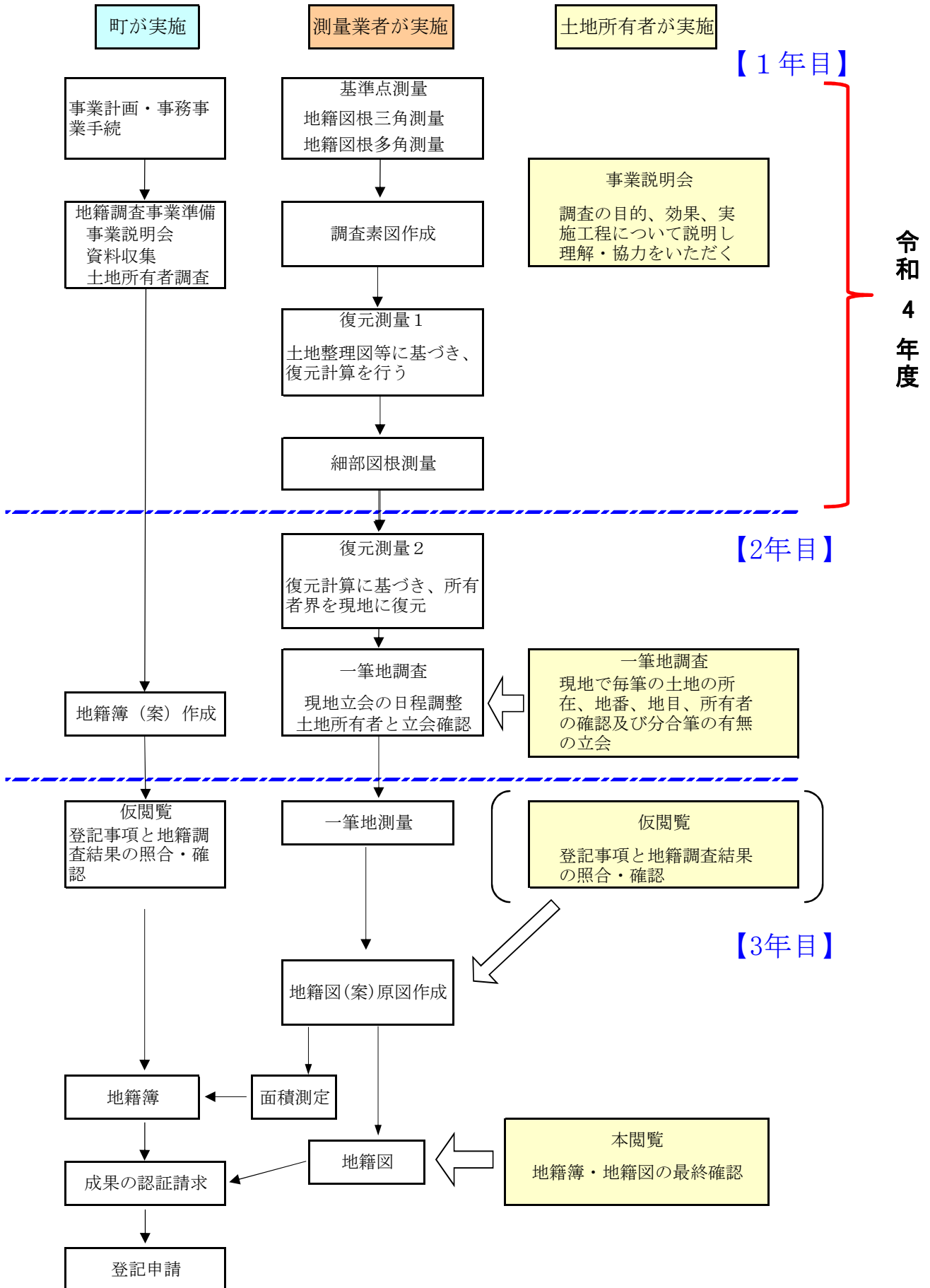
- ・業務期間：令和4年8月～10月(予定)

○復元測量（復元1工程）・・・委託

現況の調査及び法務局に登録されている地図（土地整理図及び登記簿付属地図）等の資料に基づき、現地に復元するための筆界仮杭案について測量・計算し、筆界仮杭測設図を作成する。

- ・業務期間：令和4年9月～11月(予定)

地籍調査事業 字円山の一部その2地区 作業工程（予定）図



令和4年度 地籍調査事業 実施区域図
浦幌町 「字常室及び字常豊の一部」地区、
「字円山の一部」地区、「字円山の一部その2」地区

字円山の一部その2(新規地区)
令和4年～令和6年調査
面積:1.33km²(うち農地0.43km²、山林0.90km²)

字円山の一部
令和3年～令和5年調査
面積:6.19km²
(うち農地2.11km²、
山林4.08km²)

字常室及び字常豊の一部
平成30年～令和4年調査
面積:3.29km²
(うち農地2.19km²、山林1.10km²)

↓ 浦幌町市街

(参考) 地籍調査の工程について

地籍調査の実施に係る工程は、下記の手順に基づいて進められます。

1. 事業計画・実施準備、事業説明会の実施等 (A・B工程)

地籍調査の実施範囲や事業計画を立て、土地所有者への事業説明等を行います。

2. 地籍図根三角測量 (C工程)

国土地理院の設置する基準点 (三角点、電子基準点等) を基に地籍図根三角点を所定の密度で調査区内に設置し、その位置を測量します。

3. 地籍図根多角測量 (D工程)

基準点及び地籍図根三角点等を基に地籍図根多角点を所定の密度で設置し、その位置を測量します。なお、所要の精度を保つことができる場合、本工程は省略することができるため、浦幌町ではD工程を省略しています。

4. 細部図根測量 (F I 工程)

C工程、D工程で得られた地籍図根点を基に一定の細かい密度で細部図根点を設置し、その位置を測量します。

5. 復元測量 (R工程)

北海道で独自に実施している工程であり、高い復元性を有し、客観的資料である地図等及び現地状況を勘案した筆界確認案に基づき、一筆地調査工程の前段工程として、現地に筆界仮杭を復元し、筆界案を土地所有者に提示します。

現況の調査測量及び筆界確認案の作成を行う作業を「復元(1)工程」、筆界確認案に基づき現地に筆界仮杭を設置する作業を「復元(2)工程」といいます。

6. 一筆地調査 (E工程)

土地の現況を把握するため、登記所地図の写し等を基に調査図素図を作成するとともに、登記簿等に基づき地籍調査票を作成し、一筆ごとの土地について土地所有者等に立ち会っていただき、土地所有者・地番・地目・境界等の確認を行い、地籍簿の基礎を作成します。

調査図素図の作成までを「E 1 工程」、現地調査を「E 2 工程」といいます。

7. 一筆地測量（FⅡ－1工程）

E工程で土地所有者等に確認していただいた土地の筆界について、F1工程までで得られた地籍図根多角点及び細部図根点等を基に、一筆ごとに精密に測量します。

8. 地籍図原図作成（FⅡ－2工程）

一筆地測量（FⅡ－1工程）の結果に基づき、地籍図の素案である地籍図原図を作成します。

9. 地積測定（G工程）

これまでの測量で求めた各筆界点の座標値、及び地籍図原図を基に、一筆ごとの土地面積を計算します。

10. 地籍図及び地籍簿の作成（H工程）

一筆地調査（E工程）及び地積測定（G工程）の結果に基づき地籍簿案を作成し、地籍図原図とともに、これらの成果を20日間、**閲覧**に供して、誤りがないかを確認する機会を設けます。

また、これにより得られた地籍図及び地籍簿の数値化作業を行います。

11. 成果の認証、法務局への送付

地籍簿と地籍図は北海道の審査を受け、国土交通省に送付されて、成果の認証を受けます。

認証された『地籍簿』『地籍図』は法務局に送付され、登記簿の記載内容が更新されるとともに、法務局備え付けの図面となり、土地にかかわる様々な事柄の基礎資料となります。

○浦幌町地籍調査推進委員会条例

平成4年9月25日条例第16号

改正

平成30年12月5日条例第28号

浦幌町地籍調査推進委員会条例

(設置)

第1条 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき、浦幌町地籍調査事業の円滑なる実施を図るため、事業実施地区ごとに地籍調査推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進委員会は次の事項を処理する。

- (1) 地籍調査の趣旨の普及及び宣伝に関すること。
- (2) 一筆地調査の実施に当たり、境界の確定作業の協力に関すること。
- (3) 境界紛争等の解決を図るための協力に関すること。
- (4) その他地籍調査事業の推進・協力に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会の委員は、事業実施地区からそれぞれ推薦された者15名以内をもって町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理するとともに会議の議長となるものとする。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 推進委員の任期は、事業実施地区の地籍調査事業が完了するまでとする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第19号）の定めるところによる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月5日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。